



2016年9月30日 第2017-001号
 【発行】 J A M
 【発行責任者】 河野 哲也
 【編集】 総合政策グループ
 TEL 03-5860-6150
 E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

10月1日から、短時間労働者の社会保険適用拡大

2016年10月1日から、厚生年金・健康保険の適用に関し、短時間労働者の被保険者要件が緩和され、被保険者の範囲が拡大されます。対象となるのは、被保険者数501人以上の企業です。JAMも連合とともに働く人すべてに社会保険を適用するよう主張しましたが、経営側の抵抗があり、今回は被保険者数

501人以上の企業が対象となります。第190通常国会には、被保険者数500人以下の企業でも労使の合意に基づき企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする法律案が提出されましたが、継続審議となり次期通常国会で審議される予定です。

1. 社会保険の適用になるメリット

- ① 将来もらえる年金が増える。
- ② 障害状態になった場合「障害厚生年金」も支給される。万一お亡くなりになった場合、ご遺族に「遺族厚生年金」が支給される。
- ③ 医療保険の給付が充実
ケガや出産で仕事を休まなければならない場合は賃金の2/3程度の給付を受けることができる。
- ④ 会社も保険料を支払うので現在国民年金保険料を支払っている方は、保険料が安くなる場合がある。

2. 短時間労働者の被保険者資格の基準

常時被保険者数501人以上の企業（以下特定適用事業所）	被保険者数500人以下の企業
以下のすべてに該当する短時間労働者 ① 1週の所定労働時間が20時間以上あること。 ② 雇用期間が1年以上見込まれること。 ③ 賃金の月額が8万8千円以上であること。 ④ 学生でないこと。	1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が通常の労働者の3/4以上であること。
①～④を全て満たしていなくても施行日前からすでに被保険者であり、引き続き同じ事業所に使用されている間は引き続き被保険者となる。	3/4未満の労働者は被保険者になることができない。ただし、3/4未満でも施行日前（10/1）からすでに被保険者であり、引き続き同じ事業所に使用されている間は、引き続き被保険者となる。

【特定適用事業所】

同一事業主の適用事業所における厚生年金の被保険者数の合計が1年で6ヵ月以上501人以上となることが見込まれる事業所。使用される被保険者の総数が常時501人以上とならなくなった場合であっても、原則として、引き続き特定適用事業所であるものとして取り扱われる。

【同一事業主の適用事業所】

法人番号が同じ適用事業所。

イ：JAM株式会社
 法人番号 1234567
 被保険者数 300人

ロ：JAM株式会社 三田支店
 法人番号 1234567
 被保険者数 250人

同一法人

イの適用事業所とロの適用事業所は法人番号が同一であり、被保険者数の合計が501人以上のためイ・ロいずれも特定適用事業所として短時間労働者の適用拡大の対象となる。

3. 年金を受給しながら働いている場合

年金を受給しながら働いている場合、社会保険の被保険者とならない短時間労働者として働けば年金の支給停止はありません。年金を受給しながら被保険者となって働いている場合は在職老齢年金のしくみで、年金の一部が支給停止となっている場合があります。今回の適用拡大により、これまで被保険者とならなかった方も被保険者となる場合があります。被保険者になると年金の一部が支給停止になることがあります。

(1) 特例該当の年金受給者（厚生年金長期加入者または障害者で65歳未満）

常時被保険者数501人以上の企業（特定適用事業所）	被保険者数500人以下の企業												
<p>① 施行日（10/1）前から引き続き短時間労働者として勤務している方が施行日に適用拡大により被保険者となった場合は以下の経過措置があります。</p> <p style="text-align: center;">10/1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>報酬比例部分（全額支給）</td> <td>報酬比例部分（一部支給停止）</td> </tr> <tr> <td>定額部分（全額支給）</td> <td>定額部分（全額支給）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">←被保険者ではない→ →被保険者資格取得</p> <p>② 施行日後に年金の受給権が発生した場合経過措置の対象とならない。</p> <p style="text-align: center;">10/1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>年金支給開始年齢に達していない</td> <td>報酬比例部分（一部支給停止）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>定額部分（全額支給停止）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">→年金受給権発生</p> <p style="text-align: center;">←被保険者→</p>	報酬比例部分（全額支給）	報酬比例部分（一部支給停止）	定額部分（全額支給）	定額部分（全額支給）	年金支給開始年齢に達していない	報酬比例部分（一部支給停止）		定額部分（全額支給停止）	<p>① 1週の所定労働時間等が3/4以上、または施行日前から被保険者であった方。</p> <p style="text-align: center;">10/1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>報酬比例部分（一部支給停止）</td> </tr> <tr> <td>定額部分（全額支給停止）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">←被保険者→</p> <p>② 1週の所定労働時間等が3/4未満のため被保険者になれない方、施行日前から被保険者でない方。</p> <p style="text-align: center;">10/1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>報酬比例部分（全額支給）</td> </tr> <tr> <td>定額部分（全額支給）</td> </tr> </table>	報酬比例部分（一部支給停止）	定額部分（全額支給停止）	報酬比例部分（全額支給）	定額部分（全額支給）
報酬比例部分（全額支給）	報酬比例部分（一部支給停止）												
定額部分（全額支給）	定額部分（全額支給）												
年金支給開始年齢に達していない	報酬比例部分（一部支給停止）												
	定額部分（全額支給停止）												
報酬比例部分（一部支給停止）													
定額部分（全額支給停止）													
報酬比例部分（全額支給）													
定額部分（全額支給）													

(2) 上記（1）以外の年金受給者（報酬比例部分のみ受給で65歳未満）

常時被保険者数501人以上の企業（以下特定適用事業所）	被保険者数500人以下の企業					
<p>① 施行日前は被保険者に該当していなかったが、施行日後被保険者に該当した方。</p> <p style="text-align: center;">10/1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>報酬比例部分（全額支給）</td> <td>報酬比例部分（一部支給停止）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">←被保険者ではない→ →被保険者資格取得</p> <p>② 施行日前から被保険者だった方。</p> <p style="text-align: center;">10/1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>報酬比例部分（一部支給停止）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">←被保険者→</p>	報酬比例部分（全額支給）	報酬比例部分（一部支給停止）	報酬比例部分（一部支給停止）	<p>① 1週の所定労働時間等が3/4以上、または施行日前から被保険者であった方。</p> <p style="text-align: center;">10/1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>報酬比例部分（一部支給停止）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">←被保険者→</p> <p>② 1週の所定労働時間等が3/4未満のため被保険者になれない方、施行日前から被保険者でない方。</p> <p style="text-align: center;">10/1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>報酬比例部分（全額支給）</td> </tr> </table>	報酬比例部分（一部支給停止）	報酬比例部分（全額支給）
報酬比例部分（全額支給）	報酬比例部分（一部支給停止）					
報酬比例部分（一部支給停止）						
報酬比例部分（一部支給停止）						
報酬比例部分（全額支給）						